

長野県における製糸業関連史料について (3)

On the Historical Material for the Silk Industry in Nagano Pref.(3)

神津善三郎、小川勝一  
小林正洋、野原建一

Zenzaburo Kôzu, Katsuichi Ogawa  
Masahiro Kobayashi, Ken'ichi Nohara

⑭ 聖路易万国博覧會書類 明治36年12月  
アメリカのセントルイスで開催された万国博覧會に東行社は生糸を出品した。その際に提出した書類が、次の「生絲解説書」である。その書類には、当時の東行社の概要と沿革が簡潔に記されている。日露戦争を3カ月後にひかえ、東アジアにおける緊迫度が日ましに増してきた時期ではあるが、アメリカ向け生糸輸出はもっとも順調に増大していたときでもあった。それだけに東行社としても万国博覧會への生糸出品には、並々ならぬ意欲をもつてのぞんだに相違ない。県当局からも出品経費補助として176円余りの助成を東行社は受けている。生糸品質に自信をもった東行社が、さらにアメリカでの市場を確保、拡大せんがための出品参加であった。当時の技術水準を識る史料でもある。

生絲解説書

- 一 氏名 東行合資會社
- 二 住所 大日本帝國信濃國上高井郡須坂町六百三拾壹番地
- 三 品名 機械生絲
- 四 産地又ハ製造 上高井郡須坂町
- 五 壹ケ年ノ産額又ハ製造額 (三ケ年平均)
  - 産出額 壹阡五陌六拾四捆也
  - 此斤數 八萬六阡三陌七拾壹斤
  - 内譯 春製絲 七割
  - 夏製絲 壹割
  - 秋製絲 貳割
- 六 外國へ輸出額及輸出先
  - 生絲輸出額壹阡五陌六拾四捆也

- 輸出先 歐米
- 七 工場數及職工ノ數
  - 生絲工場ハ現在貳拾四ヶ所ニシテ工女數壹阡七陌人蒸氣罐ノ火夫參拾人工場監督七拾五人以上製絲場榨工場壹ヶ所其使用工女七拾五人及絲捻工女拾余人并ニ男工參拾參人内蒸氣罐火夫モ含有ス合計壹阡陌貳拾參人
- 八 物資製法用途効能及特徴
  - 物資ハ所在地附近ニ産出スル春夏秋ノ蚕繭ヲ原料トス
  - 製法ハ蒸氣製ニテケンネル式二口繰及至三口繰ヲ用ユ
  - 春繭ノ織度ハ平均拾四デニールトシ夏秋ノ繭ハ平均拾壹若シクハ拾デニールトス
  - 用途ハ歐米ノ絹織物用トス
  - 効能及特徴ハ附近ノ産繭ハ概シテ品質一定セルヲ以テ色澤、手觸、再繰、織度、類節、強力及伸度亦タ随テ一定ス 且荷數多キト成行賣ニ任ストヲ以テ常ニ賣買ノ円満ナル好結果ヲ見ル是本社ノ特長トスル所ナリ
- 九 協賛人アルトキハ其氏名
  - 沿革ノ項ニ記入スルヲ以テ省ク
- 十 内外博覧會又ハ共進會ニ於テ受領シタル褒賞
  - 内國褒賞左ニ
  - 明治十年十一月内國勸業博覧會ヨリ鳳紋賞牌ヲ拜受ス
  - 同拾二年十一月横濱共進會ヨリ貳等賞トシテ銀貨參拾円ヲ拜授ス
  - 同拾參年長野県第壹回繭絹織物共進會ヨリ壹等賞ヲ拜受ス
  - 同拾四年六月第二回内國勸業博覧會ヨリ貳

等賞ヲ拝受ス

同拾五年五月七縣聯合共進會ヨリ三等賞盃ヲ拝受ス

同拾八年六月生絲繭織物陶漆器共進會ヨリ銀盃ヲ拝受ス

同二拾年三月八王寺共進會ヨリ賞金七円ヲ拝受ス

外國大博覽會褒賞

明治拾壹年（西曆壹千八百七拾八年）佛國巴里府大博覽會ヨリ第貳等賞牌ヲ受ク

明治拾三年（西曆壹千八百八拾八年）濠洲メルボルン府大博覽會ヨリ貳等賞牌ヲ受ク

明治二拾二年（西曆壹千八百八十九年）佛國巴里万国大博覽會ヨリ銀賞ヲ受ク

明治二拾六年（西曆壹千八百九十三年）米國閣竜萬國大博覽會ヨリ銀賞ヲ受ク

## 沿革

抑モ本社ハ創立設計ヲ明治八年ニ土木ヲ起シ製糸工場ヲ各所ニ設ケ同九年ノ春須坂町ニ共同揚梓工場ヲ新設シ業務ノ發達ヲ勵精シ為メニ釜数壹阡壹陌貳拾釜ニ増加シ明治拾年八月ニ到リ内務省ヨリ社名公称ノ允可ヲ得業務日ニ逸モ生産年ニ増進シムルニシテ其功勞奮ナラス實ニ青木甚九郎遠藤万作其他同志者ノ率先ニシテ地方製糸ノ元祖タリ就中青木甚九郎ノ如キハ創業ヨリ明治二拾三年迄社務ヲ勤続シ其業ニ精勵ナル多年一日ノ如シ依テ明治二拾四年七月三日綬綬褒賞ヲ賜ハリ從來本社ハ規約ヲ嚴重ニ設ケ製糸ニ関シテハ緻密ノ方法実施シ其賞罰ヲ明ニシ駸々トメ隆昌ヲ圖リ改善ノ製糸ヲ輸出ス同二拾年ニ到リ是迄使用ノ料水ヲ改良シ更ニ本工場ヲ距ル門二拾余丁ノ良泉ヲ陶管ヲ杖設シ引水スルノ便ヲ図リ又タ製糸ニ焚火ヲ用ユルヲ廢シ渾テ蒸汽製糸ニ改メ其光澤ヲ優美ナラシムト虽トモ同二拾三年ノ春社員神林靄太郎其他同志者ハ時勢ノ變遷ヲ思慮シ今一層改良發展ヲ圖ルノ必要ヲ感シ着々其歩ヲ進メ而シテ揚梓工場ニハ蒸汽罐ヲ据付各室ヘ乾燥パイプヲ施設シ同二拾九年十一月ヨリ本社ト揚梓工場間トニ電話ヲ架設シ頻繁ノ事務ヲ処理シ同三拾二年ノ春社員ノ製糸工場ヘモ電話ヲ架設シ専ラ製糸ノ如何ヲ薰陶シ其他緊急ニ係ル業務ハ電話ヲ用ヘ同三拾四年八月横濱生糸検査所今西技師ヲ聘シ原料ノ撰擇及乾燥并貯蔵

ノ方法及製糸工女ノ技藝等ニ至ル迄親シク實地ニ教ヲ請ケ周到ナル講話及本業ノ有益ナル薰陶ヲ仰キタル改良ノ結果ハ現在横濱市場ニ於テ製糸太一等價格ノ地位ニ進歩シ本年ノ如キハ生産額ヲ増加スル門殆ント二割余ノ目的ニシテ孜々怠ラズ本社倍々隆盛ヲ謀ラン門ヲ精勵ス

大日本帝國信濃國上高井郡須坂町

東行合資會社

右社長 神林靄太郎

この史料の末尾に「出品物入記目録」が付され、「明治卅六年十二月十八日」付となっている。なお、「沿革」のなかで東行社における技術改良の経緯が述べられている点に注目しておきたい。

## ⑯ 諸官署進達書

明治38年1月

本史料の表紙には、「明治卅八年己一月」と墨書されているが、綴ちられている文書は、明治37年から大正7年までの経営史料である。その主なものをあげると「製糸量目及釜数ニ関スル調」「製糸揚数及糸量調査表」「營業稅届」「營業稅概調表」「生糸生産ニ関スル諸報告標準書」「工女勤続年限調査報告書」「工女年齢別調査報告書」「生絲製造高其他調」「陳情書」などがある。そのすべてをここに紹介するのは煩瑣でもあるので、表に整理しえたものを次にあげておくことにする。<sup>(1)</sup>

まず「製糸量目及釜数ニ関スル調」を表に整理したのが第1表である。また「工女勤続年限調査報告書」が第2表、「工女年齢別調査書」が第3表である。なお第3表には、揚返工女数が含まれていない。

次に大正7年3月末日に提出されたと考えられる「陳情書」を紹介する。当時、蒸気機関の燃料として石炭が使用されていた。製糸業者にとって、石炭の確保は、動力源として不可欠のことである。その石炭が供給不十分という危機に直面し、円滑な供給方を要請した陳情書が以下の史料である。

## 陳情書

長野県上高井郡須坂町生糸同業一同頓首々々書ヲ長野県知事閣下ニ上ル抑モ生糸ハ本邦重要ノ物産ニシテ此年輸出貿易ノ最上位ヲ占メ之レガ増減ハ国家經濟上至大ノ關係アルハ上下ノ等シク認知

第 1 表

製造者名	釜 数		量		目	
	明治42年	昭和45年	明治 42 年		明治 45 年	
神 林 新 作	52	52	652 貫 448 匁		687 貫 776 匁	
田 中 新 蔵	418	703	6,126	592	9,822	384
田 中 新之助	157	157	2,464	864	2,498	208
霜 田 元之助	50	60	823	216	879	536
石 川 昌 治	26	—	328	544	—	
青 木 甚九郎	60	60	695	920	649	808
久保田 久市郎	66	66	814	320	833	824
梅 本 鶯太郎	36	45	409	312	789	616
牧 辰之助	36	45	428	368	567	920
神 林 民 蔵	95	131	1,260	720	1,809	520
遠 藤 徳三郎	120	120	1,173	904	1,249	56
神 尾 甚 七	30	36	339	8	437	472
神 林 秋太郎	100	100	1,204	848	1,265	376
牧 六郎右衛門	40	50	438	688	576	640
勝 山 六太郎	34	50	449	696	701	56
牧 友之助	30	—	22	768	—	
高橋 庄右衛門	66	—	54	960	—	
牧 沖三郎	26	32	167	72	262	656
小 林 由之助	250	—	442	736	—	
牧 熊 吉	78	98	764	688	1,051	40
計	1,800	1,805	19,227	184	24,081	888

第 2 表

	1905 (明治 38)		1915 (大正 4)	
	2 年未満	677人	30.5%	405人
3 年	324	14.6	425	18.1
4 年	318	14.3	466	20.0
5 年	221	10.0	478	20.5
5~10年	493	22.2	375	16.1
10年以上	186	8.4	184	7.9
計	2,219	100.0	2,333	100.0

第 3 表

	1905 (明治 38)		1915 (大正 4)	
	15才以上	84人	3.9%	277人
16 ~ 20	1,238	57.1	1,083	48.3
21 ~ 25	647	29.9	581	25.9
26 ~ 29	140	6.5	154	6.9
30才以上	57	2.6	149	6.6
計	2,166	100.0	2,244	100.0

セラルル処ニシテ吾等当業者竊ニ<sup>ヒツカ</sup>辜負スルト同時ニ敢テ微カラス業ニ<sup>コソ</sup>輸シ夙夜以テ國力ノ充實ニ資センコトヲ期スル所以也今ヤ世界ノ動乱ハ益拡大シ邦家ノ前途弥々多事ニ戦時ノ經營之レ急ナル時ニ際シ凶ラズモ甚ダ悲シムベキ一大現象ヲ見ルニ至レリ是レ我等同業者ガ泣テ閣下ニ訴ヘントスル所ニ係ル燃料ノ欠乏既チ之也

元來我須坂町ハ信越線吉田駅ヲ東ニ離ル二里余ニ僻在シ為メニ平素燃料ノ運搬原料輸送等ニ困難ヲ告クルコト尋常ナラズ故ヲ以テ一ケ年及至忒ケ

年間ノ消費燃料ヲ常盤炭砒主ト先約シ且年々關係運送店ニ計リ生藪輸送期ニ入ラザルニ先キダチ極力燃料ノ配送ニ努メシメ以テ營業ノ持續ニ支障ナキヲ期シタリ然ルニ本年ニ入り別表示ガ如ク著シク配炭量ヲ減シ支障言フニ忍ビザルモノアリ仍テ契約会社ニ対シ屢次交渉ヲ重ヌルニ貯炭ハ潤沢ナルモ配当貨車ノ少クシテ如何トモスル能ハサルヲ以テセリ若シソレスノ如キノ状態ニミテ二三旬ヲ経過センカー塊ノ石炭モ手ニスル能ハザルベク当地同業者ハ為メニ<sup>ル</sup>斯業ヲ停止スルノ悲運ニ際会

セザルベカラズ況ンヤ生繭輸送期亦三カ月ヲ出デザルニ於テオヤ

仰ギ願クハ閣下ノ賢明此窮状ヲ憫ミ速カニ機宜ノ措置ヲ講セラレシコトヲ猥リニ威敵ヲ瀆冒シ恐懼ノ至リニ堪エズ頓首再拜

信越線吉田豊野両驛大正五、六、七年着炭比較表（以下、漢用数字を算用数字に改めた。……筆者）

月次	大正5年度	6年度	7年度
1月	569 噸	2,769 噸	919 噸
2月	1,589	1,512	699
3月	2,077	1,718	847
4月	1,584	2,047	15日着迄ノ計
5月	1,376	2,521	
6月	1,275	2,183	
7月	1,720	1,532	
8月	1,840	1,597	
9月	1,700	1,382	
10月	1,533	1,119	
11月	1,589	1,356	
12月	1,914	1,327	
合計	18,766	21,063	

参照

須坂町製絲ニ要スル燃料ハ一日六拾四噸三分壹ヶ年総額貳萬千八百六拾噸ヲ要ス

長野縣上高井郡須坂町生糸製造業

越壽三郎 田中新之助 小田切佑次郎  
 小田切常三郎 神林民蔵 神林七三郎  
 遠藤徳三郎 小柳磯次郎 小林由之助  
 勝山六太郎 牧茂助 牧善七  
 浦野権之助 牧熊吉 丸山元助  
 牧六郎右衛門 高橋茂吉 青木政蔵  
 山岡常三郎 久保田久一郎 神林熊太郎  
 牧辰之助 轟喜十郎 神林新作  
 北嶋忠助 牧沖三郎

長野縣知事赤星典太殿

東 部 管 理 局 長 殿

⑯ 公用文書綴 大正5年2月

この「公用文書綴」は、東行合資會社第壹課がとりまとめたもので、表紙に「大正五年貳月」と墨書されているが、この綴には、昭和5年8月7日付までの経営史料がおさめられている。その主

な史料名をあげると、「繭價格表」「器械製絲工場表」「營業名及課稅標準申告」「東行合資會社營業報告書」（大正4年～昭和5年）、「職工健康診断豫定日届」「東行合資會社事業概要」などがある。それぞれの史料をすべて紹介することはできないし、また煩瑣でもある。ここでは「繭價格表」と「器械製絲工場表」、「東行合資會社營業報告書」および、「東行合資會社事業概要」をとりあげる。まず表に整理できるものは、他の史料で補ってでも一表にまとめることにした。すなわち、第4表は、上記の「器械製絲工場表」をもとに、長野県生糸同業組合連合編『製糸工場調』によって補足して作成した。また第5表は、「東行合資會社營業報告書」を整理して作成した<sup>(2)</sup>。まず「繭價格表」から紹介する。

繭價格表

年次	價格	年次	價格	年次	價格
昭和20年	3 円20銭	昭和30年	3 円80銭	昭和40年	5 円30銭
21	3 20	31	3 80	41	4 15
22	3 40	32	3 80	42	4 55
23	3 40	33	3 80	43	3 20
24	3 50	34	4 00	44	4 10
25	3 50	35	4 00	45	4 10
26	3 50	36	4 00	2	4 60
27	3 55	37	4 20	3	5 00
28	3 55	38	4 20	4	3 25
29	3 55	39	5 00		

(注) 漢用数字を算用数字に改めた。価格は繭1石当りの仕入値段である。

東行合資會社事業概要

一、沿革創立以来ノ変遷ノ狀況組織經營者等

本社ハ明治十年八月故小田切武兵衛氏外四十六名ガ本邦製絲業ノ進歩發達ヲ図ル為組合組織ヲ以テ釜数六百六十六個ヲ用エテ製絲業ヲ開始セシヲ濫觴スルモノニシテ当時本邦ニ於ケル製絲業ハ未ダ甚ダ幼稚ニシテ其製産額ノ如キモ亦頗ル貧弱少量ナリシガ爾來時勢ノ進運ニ伴ヒ斯業著シク發達スルト共ニ本社經營モ亦時宜ニ適シ累年釜数増加シ年々其製産額ヲ倍加スルニ至レリ明治十八年縣令ヲ以テ蚕絲製造及蠶絲業組合規則ノ公布スルヤ本社ハ其ノ布達ニ準據シ從來

第 4 表 大正期東行社工場表

	釜 数			工 女 数			繭 使用 高			生 糸 生 産 高		
	4 年	12 年	14 年	4 年	12 年	14 年	4 年	12 年	14 年	4 年	12 年	14 年
神 林 新 作	52	50	50	人 56	人 55	人 55	石 1,110	石 1,486	實 12,000	實 911	實 238	實 1,064
田 中 新之助	943	718	718	1,222	845	824	18,248	15,400	317,000	14,964	12,375	25,315
霜 田 元之助	60	60	60	60	62	62	1,351	1,960	16,000	1,108	1,627	1,339
青 木 政 蔵	60	60	60	62	58	61	900	1,477	10,500	738	1,231	1,039
久保田 久一郎	66	60	30	66	57	30	1,084	1,480	3,000	889	1,237	350
梅 本 鶯太郎	50	—	—	50	—	—	1,267	—	—	1,039	—	—
牧 辰之助	46	30	30	48	22	28	607	502	2,500	498	376	330
神 林 民 蔵	131	103	103	145	123	125	2,218	3,145	24,000	1,819	3,621	2,110
遠 藤 徳三郎	116	80	80	125	74	73	1,774	1,498	12,500	1,455	1,248	1,106
神 尾 甚 七	36	33	33	37	35	34	593	760	4,800	487	637	548
神 林 鶴太郎	100	92	92	106	97	103	1,767	2,795	22,000	1,449	2,428	2,085
牧 六郎右衛門	56	157	86	75	150	86	904	4,064	13,000	742	3,387	1,200
勝 山 六太郎	50	—	—	53	—	—	953	—	—	782	—	—
牧 沖三郎	32	—	—	26	—	—	321	—	—	264	—	—
牧 熊 吉	98	98	98	113	115	105	1,835	4,300	26,000	1,505	2,650	2,175
宮 崎 寅三郎	—	40	40	—	43	42	—	1,000	10,500	—	1,010	863
計	1,896	1,581	1,480	2,244	1,736	1,628	34,932	39,867	473,800	28,650	32,065	38,485

第 5 表 東行合資会社営業経費一覧

単位：円、( )内%

	大 正 5 年	大 正 9 年	大 正 13 年	昭 和 4 年
税 金	95 ( 0.3 )	181 ( 0.2 )	1,225 ( 1.6 )	364 ( 0.8 )
交 際 費	420 ( 1.4 )		1,514 ( 2.0 )	2,242 ( 4.6 )
賄 費	313 ( 1.0 )	1,379 ( 1.6 )		
借 地 料		214 ( 0.2 )	235 ( 0.3 )	45 ( 0.1 )
旅 費	163 ( 0.5 )	1,404 ( 1.6 )	421 ( 0.6 )	1,365 ( 2.8 )
雑 費	2,581 ( 8.6 )	4,790 ( 5.6 )	9,304 ( 12.4 )	8,949 ( 18.6 )
火 災 保 險 料	322 ( 1.1 )	828 ( 1.0 )	715 ( 1.0 )	382 ( 0.8 )
修 繕 費	503 ( 1.7 )	4,283 ( 5.0 )	2,690 ( 3.6 )	1,009 ( 2.1 )
給 料 及 賃 金	14,778 ( 49.5 )	48,656 ( 56.4 )	38,439 ( 51.2 )	23,972 ( 49.7 )
燃 料	2,100 ( 7.0 )	6,910 ( 8.0 )	4,844 ( 6.4 )	2,633 ( 5.5 )
動 力 料	96 ( 0.3 )	116 ( 0.1 )	495 ( 0.7 )	284 ( 0.6 )
電 燈 料	819 ( 2.7 )	731 ( 0.8 )	1,123 ( 1.5 )	309 ( 0.6 )
荷 造 費	2,881 ( 9.6 )	11,324 ( 13.1 )	8,275 ( 11.0 )	3,084 ( 6.4 )
運 送 費	2,669 ( 8.9 )	3,998 ( 4.6 )	5,106 ( 6.8 )	3,111 ( 6.4 )
通 信 費	686 ( 2.3 )	1,127 ( 1.3 )	758 ( 0.9 )	484 ( 1.0 )
飛 脚 費	1,449 ( 5.1 )	343 ( 0.5 )		
計	29,865 ( 100 )	86,284 ( 100 )	75,144 ( 100 )	48,233 ( 100 )

( 錢以下は四捨五入 )

ノ座繰若シクハ準器械製絲ヲ一変シテ全部ヲ器械製絲ト為シ同時ニ海外ノ販路擴張ニカヲ盡シ製絲ノ改善進歩ニ努力セシ結果漸次海外ノ信用ヲ博スルニ至レリ

明治二十六年商法ノ実施セラル、ヤ本社ハ茲ニ組織ヲ変更シテ合資会社トナシ各般ノ規約ヲ

改訂シ以テ益々社礎ノ鞏固ヲ図リ加フルニ創立以來現時ニ至ル迄累代ノ社長孰レモ皆ヲ専心社運ノ開拓ニ熱中努力セシヲ以テ本社ノ内外業務信用ハ益々進展増殖スルノ盛運ヲ致シタリ

明治四十年田中新蔵社長ニ就任スルヤ茲ニ社務ノ大革新ヲ断行シ先ヅ模範製絲工場ヲ設立シ

或ハ病院ヲ新設シテ病工ノ收容ニ便シ或ハ蚕繭  
絲協會ヲ設ケ優良蚕種ノ普及ヲ図リシ等刻苦奮  
勵ヲ以テ社業ノ發達ト生絲ノ改善トヲ企畫セリ  
爾來社業頗ニ面目ヲ一新シ本社生絲ノ聲價著シ  
ク上進ス大正五年二月ニ至リ現社長田中新之助  
就任シ同ジク社業ノ發展ヲ企テ銳意専心之ニ努  
力シツ、アレバ本社ノ前途モ有望ナリ回顧スレ  
バ本社モ時ニ時勢ノ轉變財界ノ不振等ニ因リ非  
常ナル打撃ヲ蒙リ社運困憊ノ極ニ達センコレナ  
キニ非ズト虽モ克ク此間ノ災厄ヲ忍ビ創業以來  
經營宜シキヲ得テ一絲乱レズ整然トシテ年ヲ逐  
ヒ漸次健全ナル發達ヲ為シ大正五年八月ヲ以テ  
創業滿四十年ノ齡ヲ重ヌルニ至リシハ以テ本社  
ノ誇リトスル處ナリ

#### 一、工場所在地工場数釜数生絲生産額ヲ始メ事業 經營ノ方法ノ狀況

本社工場ハ上高井郡須坂町所在シ総社員拾五  
名工場数拾六ト外ニ再繰工場一ヲ有シ釜数千八  
百九拾個生絲生産一ケ年十六萬三千余斤ナリ春  
蚕ハ中細（十二中デニール）夏秋蚕ハ極細（十  
〇止）ヲ繰絲シ横浜市茂木合名會社及合名會社  
小野商店ノ兩店ニ出荷シ欧、米兩方面ニ輸出販  
賣ヲ經營ス

#### 一、事業ノ概要ハ沿革中ニ含抱シアレバ省略ス 右之通及提出候也

大正七年十月十五日

東行合資會社

須坂町役場御中

⑩ 重要書類（綴） 大正9年8月起  
本史料も前記史料と同様、大正9年から昭和5  
年までの「重要書類」を綴じたものである。こ  
こでは、そのなかから「會社設立ノ沿革及定疑更正  
ノ理由」と改正された「定款」を紹介する。大正  
期から昭和期にかけて、須坂地方の製糸業界は決  
して順風満帆に發展していったのではない。むしろ須坂地方では、大正初期の生糸相場暴落の影響  
を受けたあと、その回復もはたさないまま大正末  
期の業界再編をせまられるのである。産業合理化  
政策が政府の手で推進されている最中、昭和4（  
1929）年10月には、ニューヨーク市の株式市場大

暴落、すなわちウォール街に端を發した世界恐慌  
がおきた。そして、そのあおりを生糸業界はま  
とにも受けるのである。生糸価格の崩落は、生糸  
業界に対し、操業短縮、一斉休業を余儀なくさせ  
た。それは、翌5年にはいってますます深刻化して  
いった。須坂地方の製糸業も例外ではない。東行  
社はこうした事態に直面してその打解策を講ぜね  
ばならなかった。その対策の一環として「定款の改  
正」があった。経済的危機にあたって、会社組織  
の見直しとその強化がはかられたのである。以下  
前掲の「東行合資會社事業概要」を内容的に重複  
するところもあるが全文を次に紹介する。

#### 會社設立ノ沿革及定款更生ノ理由

當會社ノ起業ハ明治八年有志数名カ上州富岡其  
他諸国ノ器械ヲ折衷シ工場ヲ數ケ所ニ装置シ富岡  
ノ帰郷女工ヲシテ運轉ハ水利ノ便ヲ利用シ湯沸ハ  
焚火ヲ以テ僅カ八十人ノ女工ヲシテ創始セルガ我  
カ長野縣下製絲業ノ元祖ニシテ明治十年二月東行  
會社申合書ヲ作製シ内務省ニ伺ヒ立テ一般ノ會社  
條例發行迄ヲ結社營業スベシノ許可ヲ得テ同年八  
月故小田切武平衛外四拾六名カ本邦製絲業ノ進歩  
發達ヲハカル為メ組合組織ヲ以テ釜數六百六拾六  
個座繰用製絲其也ノ設備ヲ完全シ東行社ト稱ス

當時本邦ニ於ケル製絲業ハ甚ダ幼稚ナルモノナ  
レバ其製産額ノ如キ亦頗ル少量ナリキ、爾來世運  
ノ發展ニ伴ヒ斯業ノ技術著ク發達スルト共ニ本社  
經營モ亦其時季宜シキヲ得テ累年設備釜數モ増加  
シ追年産額ヲ倍加スルニ至レリ斯シテ明治十八年  
長野縣令ヲ以テ蚕絲製造及製絲業組合規則ノ公布  
アルヤ本社ハ其布達ニ準據シテ從來ノ座繰製絲其  
他ヲ一變シテ機械製絲ノ設備ヲ完全シ機械製絲製  
造組合ノ規約ニ基キ全年六月長野縣令ノ許可ヲ得  
テ器械製絲東行社ト號ス

此ノ期ヲシテ海外ノ販路擴張ニ意ヲ注キ製絲ノ  
改善進歩ニ努力ノ結果益々貿易ノ信用ヲ博ムルニ  
到レリ越ヘテ明治廿六年我商法實施セラル、ヤ本  
社ハ組合組織ヲ變更シテ東行合資會社トナシ各般  
ノ規約改訂シ以テ會社基礎ノ健實ヲ図リ社員一同  
専心社運ノ開拓ニ熱中シ業務擴張ヲ計リ明治四十  
年模範製絲工場及私立病院ノ新設或ハ蚕繭絲協會  
ヲ設ケ優良蚕種ノ普及等ヲ企畫シ社業發達製絲ノ  
改良ニ面目ヲ一新シ本社製絲ノ聲價ヲ著ク上進シ

時ニ財界混乱亦不振等ニ因リ非常ナル打撃ヲ蒙リタルモ其ノ経営宜シキヲ得テ去ル大正拾四年八月ヲ以テ創業滿五十周年ヲ向ヒ以降会日ニ至レルモノナリ

以上ハ本社ノ沿革ナルモ元ヨリ會社内容ノ組織ハ創業以來利益ヲ目的トセザル

「定款第六條本社ハ利益ヲ目的トセズ専ラ依托者ノ生絲ヲ迅速販賣スルモノトス但シ社員ニ限り依托ヲ受ケ他人ノ依托ニ應ゼズ」

組合組織ノ延長ノ俣明治貳拾六年十二月内容ニ一部変更ヲ加ヘ合資會社ノ登記ヲ經タルト虽其計算會計處理等ハ依然設立以來踏襲セルモノニシテ現在法規ニ抵觸セル廉多々アルヲ以テ其ノ根本及定則ニハ何等ノ訂正ヲ加ヘズシテ時勢ニ備ヘル為メ及ビ新社員五名ヲ加ヘ資本金ヲ増加シ茲ニ定款更正ヲ計ラントスルモノナリ

昭和五年九月拾八日

東行合資會社

副社長

神林秋太郎

定款

東行合資會社

第一條 當會社ハ生絲再繰及依托販賣ヲ為スル目的トス

第二條 當會社ハ組織上營利法人ナルモ利益ヲ目的トセズ専ラ社員製造ニ係ル生絲ノ再繰共同荷造及依托販賣ヲ為シ同業社ノ福利増進ヲ計リ斯業ノ發展ニ努ントスルモノナリ

但シ事狀ニ依リ他人ノ依托ヲ受ルモ此場合ニ社員總會ノ同意ヲ以テ為スモノトス

第三條 當會社ハ東行合資會社ト稱ス

第四條 當會社ノ資本金總額金參萬五千圓也トス

第五條 當會社ハ本店ヲ長野県上高井郡須坂町大字須坂參番地ニ置ク

第六條 當會社ノ有立時期ハ無期限トス

第七條 當會社ノ社員氏名住所出資額及責任左ノ如シ

長野縣上高井郡須坂町大字須坂百六拾八番地  
一金六千貳百圓也無限責任社員神林秋太郎

同縣 同郡 同町大字須坂五拾壹番地

一金五千七百五拾圓也無限責任社員神林民藏  
同縣 同郡 同町四拾五番地

一金六千參百圓也無限責任社員牧熊吉  
同縣 同郡 同町大字小山五百拾四番地

一金四千壹百五拾圓也無限責任社員霜田之助  
同縣 同郡 同町大字須坂貳拾九番地

一金四千參百五拾圓也無限責任社員遠藤德三郎  
同縣 同郡 同町大字須坂百拾六番地

一金參千〇五拾圓也有限責任者青木政藏  
同縣 同郡 同町貳百五拾九番地

一金壹千九百圓也有限責任社員神尾甚七  
同縣 同郡 同町四百六拾七番地

一金壹千七百五拾圓也有限責任社員宮崎寅三郎  
同縣下高井郡倭村乙拾五番地

一金七百圓也有限責任社員上野和一郎

同縣上高井郡須坂町大字小山四百六拾九番地  
一金四百五拾圓也有限責任社員田中英一

同縣 同郡小布施村大字小布施壹千四百參拾參番地

一金貳百圓也有限責任社員金田賢行

同縣 同郡 同町大字須坂壹千參百五拾貳番地

一金壹百圓也有限責任社員川上孝太郎

同縣 同郡 同町大字須坂壹千參百拾七番地

一金壹百圓也有限責任社員小林定吉

第八條 當會社ノ社員自己製造品一切ハ必ず會社ヘ提供シ本定款ノ規定ニ從フモノトス

第九條 當會社ノ販賣ニ係ル商品一切ニハ當會社ノ商票ヲ附シテ取扱ヲ為スモノトス

第十條 當會社依托物販賣ニ當リ社員ニ一様ノ協議ハ為スモ時宜ニ依リ役員ノ同意ヲ以テ適宜ノ取扱ヲ為スコトヲ得

第十壹條 當會社ノ事業經營上ニ要スル一切ノ諸經費ハ實費辨償ノ為メ製産者ハ製造高ニ應ジテ其經費ヲ負担スル義務アルモノトス

第十貳條 當會社諸經費實費辨償金ノ負担方法ハ製品壹個當金額ヲ定メ出荷毎ニ隨時徴収スルモノトス

第十參條 當會社辨償金壹個當金額ヲ定ムルニハ事業年度開始初頭ニ於テ前期決算ノ実績ニ習ヒ社員總會ノ協議ヲ以テ定ムルモノトス

第拾四條 當會社ノ弁償金尅個當金額ノ外ニ會社ノ金融及不時ノ災害救済ニ備ヘルタメ尅個當□円以内ヲ無利子ヲ以テ同時ニ預リ後日清算ニ當リ剰余金アルトキハ辨償金不足ノ場合ニ充當シ剰余金アル場合ハ拂戻スルモノトスル

第拾五條 當會社ノ金融ニ関シテハ社員總會ヲ開催シ借入辨済及社員融通金額返済等ノ方法ヲ協議ノ上定ムルモノトス

第拾六條 當會社ハ斯業發展ノ為メ同業者中社員トシテ入社希望アリタル時ハ其入社ノ續ニ及ブマデ準社員トシテ會社規定ニ從ヒ同様取扱ヲ為スコトヲ得

第拾七條 當會社準社員ニ對スル實費辨償及其他取扱ハ正社員同様ナルモノトス

第拾八條 當會社ノ社員ハ其出資金ヲ他人ニ讓渡スルコト得ザルモノトス

第拾九條 當會社社員中生絲製造業ヲ廃業スルノ止ムナキ場合ハ閉業前參拾日以内ニ社長ニ其旨申出テ退社ノ届出ヲ為スベシ若シ其意志表示ナキ場合ハ退社セルモノト看做ス

第貳拾條 當會社社員中止ムヲ得ザル事由ニ依リ退社セントスル時ハ豫メ社長ニ申出テ総社員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス  
新ニ入社セントスルモノ亦同ジ

第貳拾壹條 當會社社員中死亡又ハ隱居シタルトキハ其相續人ハ相續ト同時ニ社員トナリ其權利義務ヲ承継ス

第貳拾貳條 當會社社員中退社スルモノアル場合ハ本社維持ノ為メ其出資金ヲ退社當時ノ全社員ニ無償讓渡スルモノトス

第貳拾參條 當會社ニ左ノ役員ヲ選任ス但シ役員ハ無限責任社員トス  
社長 尅名 副社長 尅名  
理事 參名以上

第貳拾四條 社長副社長及理事ノ任期ハ參ヶ年トス但シ任期中最終決算ニ関スル定時社員總會前ニ任期満了スルトキハ當該社員總會ノ終結ニ至ルマテ任期ヲ伸長ス

第貳拾五條 社長副社長及理事ニ欠員を生ジタルトキハ其補欠選任ヲ行フ但シ常務ノ執行上支障ナキ場合ハ次回社員總會迄補欠

選任ヲ延期スルコトヲ得補欠選任者ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第貳拾六條 社長ハ當會社ノ業務ニ付當會社ヲ代表シ本定款ノ規定並ニ社員總會ノ決議ニ基キ當會社ノ事務ヲ處理スルモノトス

第貳拾七條 副社長ハ社長ヲ輔佐シ社長事故アルトキハ其代理ヲ務ムルモノトス

第貳拾八條 理事ハ社長ノ命ニヨリ會社平常ノ事務ニ従事シ従業員ノ指揮命令監督ヲ為スモノトス

第貳拾九條 當會社役員報酬ハ給與セザルモノトス

第參拾條 當會社定時社員總會ハ毎年會計期間満了後尅ヶ月以内ニ招集ス

第參拾壹條 社長ハ何時ニテモ社員總會ヲ招集シテ必要事項ヲ附議スルコトヲ得

此場合ニ於テ會社ノ目的ノ範圍ニ屬シ定款ニ別段ノ定メナキ事項ニ限り出席社員ノ半数以上ノ同意アル事ヲ要ス

第參拾貳條 當會社社員ノ議決權ハ総テ平等タルモノトス

第參拾參條 當會社ノ事業年度ヲ尅ヶ年トシ毎年尅月尅日ニ始リ拾貳月末日ニ終ル

第參拾四條 社長ハ事業年度ノ終リニ於テ左記書類ノ調製ヲ了シ總社員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

一、財産目録

一、貸借對照表

一、損益計算書

一、損益配當ニ関スル議案

一、定款第拾參條ニヨリ次年度分尅個當弁償金額及同第拾四條ニ依リ清算書ノ調書

第參拾五條 當會社ノ剰余金及不足金ハ資本金額ニ據ラズシテ當該事業年度各社員及準社員ノ製産高ニ案分配當スルモノトス

第參拾六條 當會社社員ハ本定款ハ勿論隨時發生スル社員協議事項ハ堅ク遵守シテ苟モ背反スルコトナク常ニ當會社設立ノ趣旨ニ從ヒ當會社ノ堅實ナル発達ヲ念トシ克ク協力スルノ義務アルモノトス

右定款ハ総社員ノ同意ヲ以テ本日改定シタルコトヲ證スルタメ左ニ各社員記名調印候也



昭和五年九月拾八日

長野縣上高井郡須坂町大字須坂参番地  
東行合資會社

神林秋太郎  
神林 民藏  
牧 熊吉  
霜田元之助  
遠藤徳三郎  
川上孝太郎  
小林 定吉

以上の史料をもって、須坂市霜田家文書の紹介をおわる。霜田家には、近世からの史料もあり、その一部は『長野県史 近世史料編』『同近代史料編』等に収められている。本稿で割愛した史料を含め、まだ整理されていない史料の調査が今後の課題として残されている。

(2) 須坂市役所所蔵公文書

現在須坂市役所に所蔵されている製糸業に関連する公文書を以下に列記しておく。

- ① 明治十八年勸業上願伺書 戸長役場
- ② 明治廿一年農商工通常報告届 上高井郡井上村外六ヶ村 戸長役場
- ③ 明治四十一年ヨリ全四十二年マデ 農商工一件綴 須坂町役場
- ④ 自明治四十五年至 年 勸業成例編冊 須坂町役場
- ⑤ 大正六年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑥ 大正七年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑦ 大正八年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑧ 大正九年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑨ 大正十年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑩ 自大正十一年至十二年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑪ 自大正十二年 勸業成例編冊 須坂町役場
- ⑫ 昭和三年昭和四年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑬ 自昭和八年至昭和九年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑭ 昭和九年九月 勸業米穀配給書類編冊 須坂町役場

- ⑮ 昭和十年 勸業書類編冊 須坂町役場
- ⑯ 昭和十一年十三年 勸業書類編冊 須坂町役場

次の史料は、教育関係の史料であるが、その中に製糸工場で働く工女の教育に関する史料が含まれている<sup>(3)</sup>

- ⑰ 大正六年 學務書類編冊 須坂町役場
- ⑱ 大正七年 學務書類編冊 須坂町役場
- ⑲ 大正八年 學務書類編冊 工女特別教育之部 (朱書) 須坂町役場
- ㉑ 大正九年 學務書類編冊 工女特別教育之部 (朱書) 須坂町役場
- ㉒ 大正十年 學務書類編冊 工女特別教育之部 (朱書) 須坂町役場
- ㉓ 大正十一年 學務書類編冊 須坂町役場

以上が須坂市役所に所蔵されている製糸業関連史料のすべてである。他にも関連史料があると思われるが、われわれのこれまでの調査では以上の通りである。ちなみに、⑥の史料から作成したのが第6表(次頁)である<sup>(4)</sup>

(未 完)

- 註 1. 野原建一「須坂の製糸労働者について」(「須高」第20号 須高郷土史研究会 1985年)
2. 野原建一「須坂における近代的製糸業の成立」(「須高」第22号 同上 1986年) 同「明治後期～昭和初期における製糸業の展開」(「須高」第23号 同上 1986年)
3. 神津善三郎『教育哀史』(銀河書房 1974年)
4. 野原建一「須坂の製糸労働者について」前掲誌所収

(記) 本研究には昭和62年度長野大学地域社会研究助成金を得ている。

第 6 表 大正 7 年須坂における器機製糸業の状態

(営業日数は 296 ~ 306 日)

工場名	経営者名	釜数	動力	労働者数			繭使用高 (石)	生糸生産 高 (斤)	起業年月
				女子	男子	計			
山丸	越 寿 三 郎	368	電 気	403	26	429	6,534	36,304	明治 20 年 7 月
金丸	"	648	"	745	38	783	13,427	74,844	" 30 7
山木	"	302	"	328	19	347	6,577	36,942	" 26 7
金ト	"	218	水 車	250	14	264	4,873	27,075	" 45 2
山一	"	370	水車・電気	404	21	425	6,833	37,962	大正 6 2
畚	神林七三郎	208	水 車	235	12	247	3,127	28,143	明治 20 7
全	田 尻 新 治	138	水車・電気	156	7	163	842	6,500	" 22 7
下	小柳磯次郎	98	水 車	117	5	122	1,279	6,400	" 9 7
今	小田切常三郎	100	電 気	118	4	122	1,890	9,450	" 19 7
岌	小田切清之丞	70	水 車	83	3	86	915	5,100	" 25 7
長	長谷川清助	50	電 気	59	3	62	790	4,450	" 41 6
全	浦野権之助	38	水 車	45	3	48	850	3,000	" 18 7
司	高 橋 弟 吉	38	"	47	2	49	480	2,640	" 18 7
全	山岡常三郎	32	"	38	2	40	715	6,345	" 20 7
全	北 島 忠 助	38	"	43	2	45	458	3,206	大正 2 1
全	清水春右エ門	45	"	42	2	44	520	4,200	" 4 6
舎	神 林 新 作	52	"	65	2	67	759	4,745	明治 9 8
☑	田中新之助	760	蒸気・電気	873	78	951	10,450	65,040	" 9 8
☑	"	183	"	200	15	215	2,419	16,470	" 13 8
全	青 木 政 蔵	60	水 車	69	4	73	738	4,615	" 13 8
市久	久保田久一郎	66	"	77	4	81	971	6,068	" 9 8
倫	梅本篤太郎	50	"	57	3	60	648	4,051	" 9 8
司	霜 田 元 之 助	60	"	69	3	72	871	5,442	" 10 8
因	牧 辰 之 助	46	水車・電気	52	3	55	493	3,082	" 10 8
舎	神 林 民 蔵	131	電 気	146	7	153	1,855	11,596	" 10 8
今	遠 藤 徳 三 郎	116	水車・蒸気	127	6	133	1,215	7,594	" 10 8
全	神 尾 甚 七	36	水 車	40	2	42	382	2,386	" 12 8
介	神林鶴太郎	100	水車・電気	112	7	119	1,388	8,676	" 10 8
三	牧六郎右エ門	86	水 車	93	4	97	1,377	8,604	" 10 8
下	勝山六太郎	50	"	55	2	57	618	3,866	" 10 8
介	牧 沖 三 郎	32	蒸 気	35	2	37	261	1,634	" 10 8
日	牧 熊 吉	98	電 気	113	4	117	1,480	9,249	" 10 8
丸	轟 喜 十 郎	76	"	85	5	90	873	6,411	大正 6 1
介	小林由之助	388	"	438	22	460	4,275	25,310	明治 10 8
全	牧 茂 助	102	"	118	5	123	1,370	9,000	" 9 7
下	牧 寅 助	60	"	72	3	75	810	5,500	" 40 1
全	小田切祐次郎	550	水車・電気	648	32	680	7,967	99,200	" 9 1
工場 総数	37 (計)	5,863		6,657	376	7,033	91,330	928,510	

(注) 『勸業書類編冊』須坂町役場(須坂市役所蔵)より作成